

1. 目的

2017年度日本建築学会大会建築計画部門における、学生、若手研究者等の優れた発表に対し、「2017年度日本建築学会大会（中国）学術講演会 建築計画委員会 若手優秀発表賞」を授与し、建築計画分野における学術講演会の活性化と研究活動のさらなる発展に資する。

2. 顕彰対象

日本建築学会正会員（個人）ないし準会員で、2017年度日本建築学会大会（中国）学術講演会建築計画部門において発表を行った者のうち、30歳未満の学生、社会人等とする。ただし、連名による発表の場合は、対象者は筆頭著者として口頭発表を行った者のみとする。

3. 顕彰数

選考はおおむね、受賞対象となる発表について、10件のうち1件程度の割合とする。

4. 実施主体

本表彰の実施主体は建築計画委員会とする。本表彰に関するすべてを建築計画委員会の主体性と責任において行う。

5. 選考方法

（1）第一次審査員による審査

審査は各セッションを単位として、セッションの主司会者が第一次審査員となる。セッション主司会者が、担当するセッションにおける「対象者」の発表について、司会席上の「発表者出欠票」（審査対象者を明示）に、6. 審査基準に照らして、以下のマークを付すことによって評価する。

◎： 特に傑出しており、顕彰に十分に値する（0件ないし1件）

○： 優れた発表であり、顕彰してもよい（0件ないし1件）

△： 上記以外

（2）顕彰者の決定

建築計画本委員会幹事会が、審査結果の記入された「発表者出欠票」の記号を集計し、顕彰候補者を建築計画委員会に推挙する。この際、第一次審査結果の集計において、◎の合計数が3. に示した顕彰数の目安を大きく下回る場合には、○とされた発表者についても顕彰候補者とする。推挙された候補者を建築計画本委員会にて承認し、顕彰者を決定する。

6. 審査基準

以下の観点をもとに総合的に判断する。

1. 研究テーマの独創性、学術的意義
2. 研究方法の的確性
3. 研究結果の内容
4. プレゼンテーション、質疑回答の的確性

なお、必要条件として、専門分野の基礎知識を十分に習得していること。また指導教員の指導に依存する部分を除いて、本人の研究作業内容のみを審査対象とする。

7. 顕彰

2017年度中の適切な時期に学会ホームページ上に公表するとともに、受賞者に通知する。

8. その他

上記規定に対し修正ないし補足の必要が発生した際には、建築計画本委員会幹事会が協議の上、決定する。

以上